

地域未来投資促進法に関連する支援措置

① 税制による支援措置

○地域未来投資促進税制（課税の特例）

- ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置
 - ✓ 機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除（上乗せ要件を満たす場合50%特別償却、5%税額控除）
 - ✓ 建物等：20%特別償却、2%税額控除

○地方税（不動産取得税・固定資産税）の減免に伴う補てん措置

② 金融による支援措置

- 日本政策金融公庫による中小企業者に対する設備資金、長期運転資金（20年、7年以内）の固定金利での融資
- 日本政策金融公庫による海外展開支援（スタンドバイ・クレジット、クロスボーダーローン）
- 信用保証協会による債務保証
- 中小企業投資育成株式会社からの出資
- 食品等流通合理化促進機構による債務保証・資金のあっせん

③ 規制の特例措置等

- 工場立地法における環境施設面積率・緑地面積率の緩和
- 農地転用許可等の手続きに関する配慮
- 市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮
- 地域団体商標の登録に関する特例措置
- 財産処分の制限解除手続きのワンストップ化
- 事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案
- 事業承継に関する特例措置

④ 予算による支援措置

- 各種予算事業等による加点措置・優遇措置等
 - ・地域企業デジタル経営強化支援事業（加点）
 - ・地域産業デジタル化支援事業（加点）
 - ・地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業（加点）
 - ・IT導入補助金（加点）
 - ・コンテンツグローバル需要創出促進・基盤強化事業（加点） 等